

東京都柔道整復師受診妨害防止対策 周知徹底の要望

東京都での保険者の国通知（平成 24 年 3 月 12 日）の乱用による患者を対象とした整復師受診妨害防止について、整復師受診妨害防止周知徹底の要望の報告です。

本問は、もともとはまじめ整復師に紛れて保険制度を悪用乱用する者に対し、会計検査院が多部位診療問題、頻回診療問題、長期診療問題などを指摘し、こうした問題を傾向的に行う整復師に対し、保険者の統計整備による乱診乱療者を特定し、この者を審査会で注意するということであるが、この通知で国が誤り、整復師を対象として取り組むべきとしたものを被保険者を対象に取り組みと解される通知としたことが原因で、この誤解の注意で、国に注意とともに保険者を所管する都道府県の連携体制の大事で、今回、遅れ馳せながら都で、ようやくこの注意となったものです。以下、その概要報告です。

平成 27 年 3 月 27 日（金）

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課調整係長

〃 〃 〃 区市町村指導係長
〃 〃 〃 区市町村指導係

協同組合日本接骨師会 会長

〃 事務局

〃 〃

柔道整復師受診妨害防止対策周知徹底の要望

平成 27 年 3 月 27 日

東京都国民健康保険課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

柔道整復師受診妨害防止対策周知徹底の要望

要望の趣旨

厚生労働省の保医発 0312 第 1 号、保保発 0312 第 1 号、保国発 0312 第 1 号、保高発 0312 第 1 号、平成 24 年 3 月 12 日通知（以下「本件通知」という。）による柔道

整復師受診者に対する受診妨害を惹起する照会乱用自粛について下記事項の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

国民の医療選択の自由の対象として柔道整復師も認められています。この度、本件通知に基づき保険者が柔道整復師受診を理由として受診者に「不適當な内容の照会」を行い、医療選択妨害問題を惹起しています。

本件通知問題の要点は、元は、不適當な保険取り扱い防止対策として厚生労働省が会計検査院指摘の対策について、柔道整復師対象対策とすべきところを受診者対象としたことに原因があります。この事の失当について当会から注意を受けて、平成25年3月19日と平成25年11月22日、二回にわたり受診妨害回避として平成24年3月12日通知の不備への回避の配慮通知ですが、それにもかかわらず相変わらず「不適當内容の照会」です。そこで、東京都にあっても速かに再発防止周知徹底を賜るよう下記事項の周知徹底をお願い申し上げます。

記

会計検査院指摘及び厚生労働省通知趣旨の柔道整復師問題取り組みにあたり次の事項の取り組みを賜りたい。

1. 多部位診療問題、頻回診療問題、長期診療問題の対策については、保険者の統計資料整備による根拠に基づき、対象柔道整復師を特定し、保険審査会取り組みとして頂きたい。
2. 被保険者照会対策については医学医療の知識者ではないため「医学医療の知識能力」や「受診記録の記憶を問う」ような内容については自粛する。
3. 以上の注意の取り組みが会計検査院と厚生労働省の趣旨に対応するものであることを厚生労働省に確認され、再発防止周知徹底確立を図って頂きたい。

なお、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、東村山市、福生市、東大和市、東久留米市、あきるの市、瑞穂市、日出町、奥多摩町については特に理解の周知をお願い申し上げます。

今回の国への責任転嫁で都（地方行政）の責務の放棄となりました。国通知の疑問や不備の注意について地方行政者として現場や実態の注意の責務放棄問題の注意です。

なお、都にあっては今回、骨折・脱臼の応急手当の取り扱いで「応急手当一回限定」とする国保連合会の失当問題発生で、この注意の要望も行なわれました。

「脱臼・骨折の応急手当一回限定」の誤解防止の要望

平成 27 年 3 月 27 日

東京都国民健康保険課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「脱臼・骨折の応急手当一回限定」の誤解防止の要望

要望の趣旨

柔道整復師の脱臼・骨折の応急手当の取り扱いについて、「応急手当一回限定」の誤解の防止の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

この度、東京都国民健康保険連合会と東京都文京区から「柔道整復師は脱臼・骨折の応急手当は一回限定」とし、療養費不払い事件がありました。別添資料参照。

「応急手当考」は患者のための医療の取り組みとして患者の適正な医師受診までの間の柔道整復師の協力の責務で、この事については国として既にくり返し「一回限定」の誤解の注意をしているところです。今回、この注意を無視し、患者と柔道整復師の連携協力を無視し被害を及ぼすことの看過不可の注意の大事です。

なお、今回の注意について、東京都国保連合会と東京都文京区だけでなく公益社団法人東京都柔道整復師会が加担していることはさらに看過してはならない問題です。速かに各関係者に誤解注意と再発防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。